

## 平成27年度第1回大磯町自治基本条例町民委員会 結果概要

○日時 平成27年11月28日（土）10:00～12:00

○場所 本庁舎4階第2委員会室

○出席者 委員10名全員出席

○事務局 町民課長、町民課担当職員

○傍聴者 18名

○会議記録

### 1. あいさつ

(1) 委員自己紹介

(2) 委員長・副委員長の選出について

互選により、次のとおり委員長、副委員長を選出

委員長：小林 隆 委員、副委員長：三浦 大介 委員

### 2. 議題

(1) 大磯町自治基本条例の運用状況等について

事務局より資料に基づき説明し、次のとおり意見提案及び質疑応答を行う。

■自治基本条例は、平成13年ごろ全国で最初に策定され、15年の月日が経過した。1点目、職員のアンケートの結果は、大磯町では5年経過し、運用上の問題が起こっているようだ。職員の立場、町民のみなさんがどう考えているか、ご意見を伺う必要がある。2点目、最近、地方自治法の枠組みに対して自治の最高規範である条例は法律を越えているのではないかという問題提起がある。3点目、職員の指摘の中で参画と協働という曖昧な言葉が、人によって解釈や意味が異なることが問題とされている。最後に、町長や議会の役割と町民の意見、行政の職員の意見との関係に問題が生じているようである。今日は第1回目の会議であり、委員の皆様から忌憚ないご意見をいただきたい。委員会の方針が決まっているわけではないので、条例の適正な運用ができるような姿勢でまとめたい。事務局の説明について意見をいただきたい。（委員長）

■職員のアンケートは、くわしく説明いただいたが、町民がどう思っているのか。また、この委員会は、町民委員会なので、大事なところである。今後パブリックコメントなどを実施して、町民の意見を反映させるのか。公募町民も大勢の方が公募された。関心がある町民の意見を伺わないことには、私達だけでは検討できない。今後どうするか伺いたい。（委員）

■これからどのように町民の意見を聞いていけば良いのかについて、ここで議論していかななくてはならない。この会は、最初の認識として、条例改正（案）を審議する場ではない。みなさんから忌憚のない意見を伺いたい。町民の声を伺う機会を設け、町民がどう思っているのかを把握しながら委員会を進めていったらどうかとの提案についてはどうか。（委員長）

■今日説明があった内容を伺っても、様々な問題や課題があり、地区の役員会等をやって、意見を吸い上げ、ディスカッションをしても意見は限られる。水面下で違う意見が人伝えに聞くことの経験を多々している。オフィシャルな役員会というところを出た意見は、一部の意見だなと感じている。様々な活動を通して意見を聞き出すと、考えていることがわかる。町民の意見を吸い上げることは、簡単な話ではなく、職員のアンケートの中でモニター制度もあったが、いろいろなネットワークを駆使して、仕上げていくことが必要である。（委員）

■たくさんの意見があつて、その意見をどうやってとりまとめ、どう形にするのか、それは民主制の基本的な問題である。多様な意見が出ると収集がつかないので、代議制のような形をとっていったわけである。今、1つ言えることは、地域の自治組織でも行政でも声のバランスをとるのが難しい状態にあるというご指摘だと思う。（委員長）

■自分自体、この条例を知ったのは、委員の公募推薦をしたときに初めて知った。若い人はあまり知らない。自分も条例を読んだが、難しい部分があつて、若い人には馴染みやすい文章の方がいい。自分たちの条例を知っていかないと、この条例自体を運用できなくなってしまう。若い人も知ってほしい。条例を読んだとき、とても重い条例だったので、身勝手な部分があるとだめなので、このような場に自分が参加してどう思っているかを伝えることが大切である。（委員）

■職員のアンケート結果を見て、職員がどう対応しているのか困っている。町の事業をスタートするのに計画立案があるが、行政のプロでないと計画立案ができないので、行政マンが計画立案をする。その中に、住民の声をいかに聞くかが問題。そこで、いろいろな手法がある中、多くの声を聞くとは千差万別で意見がまとめきれない。また、大きな事業には議員が関係し、責任を負うが、町民をどこまでの範囲で、どこまで周知を行い、どのように意見を取り入れるのか。事務が進展しないなら、ある程度の素案の段階で町民に投げかけて、意見を集約し、再度計画を練る。そこまですると、事業は通常1年であり、事務が進展しないと、町がいろいろな手法を使って町民との接点を取り、事業を展開していく。大磯町だけの問題ではない。その解決は1人の意見、大きな声のほか、発言されない方は賛成になるなど、判断は難しい。（委員）

■行政は、総合計画の内容に職員は拘束される。総合計画は、毎年の実施計画があり、それに基づいて予算案をつくり、議会の決定に従って、行政職員が動く。予算執行段階で参加の機会をあたえ、総合計画の段階でも参加の機会が入るなど、様々な参加の機会が入ると行政は混乱してしまう。行政のしくみである基本的なルールとこの条例の運用を整理することから進めるべきではないか。（委員長）

■子育て世代の立場だが、委員になってから条例を知った。自分の関心があることは子ども関係である。いろいろ考えてもらっているが、やはり興味のあることしかピンとこない。大変申し上げないが、わかりやすい言葉で示してもらえば助かる。（委員）

■条例のとおり町民が主体的にまちづくりに参画する趣旨はすばらしいこと。周知と運営の課題が職員アンケートから見えてきている。近隣市町の自治基本条例を見てきたが、子どもの言葉があるのは、大磯町だけだった。アンケートは係長级以上113名があり、回答率が69%であるが、パブリックコメントだと69%という数字は高いが、35名が回答していない。これだけのアンケートなので、1、2時間はかかる大変なアンケートだと思う。庁内でまず、どうしていくかという議論が必要で、それぞれの部署で周知していくことが必要。今の説明からの感想である。（委員）

■周知は徹底してやらなくてはならない。問題はそうしたいろいろな町制の情報を若い世代を含めてどう伝えていくか。町民からの声をどのように集めるのか。積極的に町民に参加を求めべきだが、その方法も定まっていない。行政の職員と町民の間の混乱には、届かない声と、届いた声の扱いに偏りがあるということだと思う。また、むやみやたらと参加の機会を増やせば行政運営に非効率が発生してしまう。（委員長）

■条例の冊子をいただいて、どういう意味か1つ1つ辞書をひいた。大磯町の自治基本条例はすごく固い名前。大磯町まちづくり条例とか、違う名前だといいやすいと感じた。パブリックコメント、

ワークショップというのは具体的にはどういうことか。(委員)

■パブリックコメントは、平成24年度から制度がつくられ、具体的に計画関係、たとえばスポーツ推進計画などの素案をパブリックコメントとして意見募集をする。意見はインターネットや紙媒体によって出すことができるという制度である。町は、出された意見を集約し、議会に示す流れである。また、ワークショップは、たとえば、10人で構成した委員会を作り、委員さんだけではわからないことがあり、さらに幅広く町民の意見を聞くために設定した参加方法がワークショップである。公募で関心がある方に集まってもらい、課題を設定して意見をいただき、それを有識者が入った委員会に送り、委員会が集約して町に提案するという方法である。(事務局)

■われわれの団体は、15年前の総合計画のワークショップに参加した町民が20数名いて、そのメンバーを中心に設立した。町民の意見を集約する方法として、卓話集会や、議員が町民から意見を吸い上げたり、区長が区民の意見を吸い上げたりしても、町民の意見すべてを集約しきれない。補完する手段として、地域で積極的にまちづくり活動をしている団体から意見聴取をすることはどうか。目的をもって動いているので、積極的な意見が出てくるのではないかと思う。自治基本条例はどうかと直接意見を聞いても難しくても出てこない。具体的な意見に対して聞けば出ると思う。条例を読んだが、意見はどうかと言われても難しい。一般の方も同じではないか。観光のまちづくりについては、いろいろな団体で関わっている。一個人よりグループの重みがあるので、いい意見が出るのではないか。(委員)

■団体の方の意見を反映できるように制度をうまく運営する必要があるというご指摘、また、論点を整理して町民に声を求めないと声は出ないのではないかなどのご意見をいただいた。行政職員の庁内アンケートから、運用上の課題が山のように出ているが、町民の声をどのように拾うかは、行政のシステムとのマッチングが必要で、この条例の運用方法を見直す必要がある。総合計画の問題、議会と町長との関係の問題、周知の問題、条例運営上の問題が指摘されていた。(委員長)

■それぞれの自治体の自治基本条例に最高規範という言葉は記載されている。本当の意味での最高規範として、日本国憲法と同じ性格を持つということになってくると様々な意見となってくる。条例の第2条に書かれているように、大磯町における自治の基本原則とまちづくりの基本事項を定めると、それを最大限尊重するとありますので、しっかりと守るべきである。職員アンケートから、問題点として町民の意見をどのように反映したらいいのかという問題が起きている。行政には、まちづくり、福祉、危機管理、環境保全、産業振興などの様々な分野があり、その中で利害調整を図りながら行政の目的を達成していくのが執行機関の大磯町であり、問題点も分野ごとに性格が異なってくる。それにもかかわらず、条例は基本原則がストレートにそれぞれの分野に直接適用される。分野ごとに存在している事業計画や基本計画があり、さらに条例、規則、要綱があるので、自治の基本原則を尊重しながら各分野に即した形で参画協働のあり方を決めていく作業が必要である。一口で参画協働というが、事業の性格ごとにより、参画方法が変わってくるわけで、それを定めていかなければならない。これまで町で行われてきた事例があれば、次回お示しいただきたい。もしそれを定めていないのであれば、運用上の問題というのはあるのではないか。(副委員長)

■逐条解説の1ページ目の総則の上に、町の条例間としては上位、下位といった優劣をつけることはできませんが、と但し書きがある。自治基本条例が法体系の最高規範として、強いものと理解されがちなので、誤解は解かないといけない。条例の位置づけについて、町民の期待感と行政職員の理解にもずれがあり、この委員会ですべての点を修正すればいいのか検討する方向性で進めていき

たい。(委員長)

■それぞれの計画ごとの住民参加方法について考えた方がいいということだが、何か運用してきた具体的な事例がないと漠然としてわからない。住民参画について、自治基本条例のほかにも別のものを定めることになったとき、誰が判断してやるのかお伺いしたい。(委員)

■駅前利活用検討委員会に以前入っていたが、基本原則の条例のもと、住民参加の手続きで、この利活用検討委員会があり、町民や有識者が参画して、議論をして、新たなる方向性を出したが、全然違う方向にいったことが多々あった。ワークショップがあり、参加した方もたくさんいたのに、全然反映されていないという素直な声があるのではないか。そこに行政サイドに置かれている立場もあり、非常に気の毒な事態ではないか。ケーススタディとして、住民参画がなされたかを検証しないと問題点が抽出できないのではないか。(委員)

■駐輪場の話が出たので、議題(3)に入っているが、ご要望を町民からいただいている。事務局からご紹介いただけてよろしいか。(委員長)

■町民委員会の委員各位に、みんなの声がいきるまちづくり委員会からの要望書がある。全部で3ページあり、1ページ目に提案事項があり、2ページ、3ページには参考事例として、駐輪場の話や給食の導入がある。(事務局)

■本来なら委員会で町民の声を求める手順を考えてからいただかないといけない。要望書に、自転車対策協議会など駐輪場のワークショップの経過が示されているが、町民から見ると困った出来事があったようだ。なぜ行政が違う方向にいったのかを明らかにしてみると具体性が増し、条例の何を変えるべきかがわかるかもしれない。(委員長)

■駐輪場の関係がわからない。一般論として、基本構想から議論し、ある程度の方向性が出て、基本計画をつくり、住民の意見としてワークショップ等を実施した中でまとめている中、それを実行するにはお金が必要で、議会にかけて予算要求する。町の予算が不足しているから、町は一時的に削減を検討するので、満額つくとはいえない。そうすると、ワークショップでつくった計画が予算と異なってくると、住民の総意とかけ離れてくるものができてしまうことが、現実にあるのではないか。(委員)

■また、もう1つの課題として、直面しているのは公共施設の維持の問題がある。特定の施設をなくさなければならない。そのプロセスに参加するときは、作るプロセスよりもかなり苦しい住民参加をしなければならない。ケーススタディにおいては、行政サービス縮減のための参加も含むと良い。(委員長)

■町民課が事務局だが、最近の事例として、インターネットや広報などを確認し、最近の他課のワークショップやパブリックコメントを調べる。(事務局)

■公共施設の効率的な廃止におけるケーススタディは、われわれがこれから身近に起こる問題と思っている。できたら検討したい。(委員)

■正の分配としての住民参加は駐輪場を事例とし、負の分配としては自治会館等をなくすことを事例とし、両面から検討していくと具体的な検討が可能だろう。(委員長)

■学校はクラス数が減り、負のスパイラルが入りつつある。住民のご意見は様々で学校給食のように賛否両論ある。学級会で文化祭の出し物として、お化け屋敷、合唱など、いろいろな意見が出るが、それにはみんなが楽しみたいという最終目標がある。町民の意見も様々なもの出る。負の事業だが、何年か後にはプラスになるような検証にならないと、条例の周知がただの法律で終わってし

まう。条例があっても住民の声のすべてを生かせないが、最終的には民主主義なので、議会が判断することになり、それに基づいてできるだけのことを事業者がやる。このような経過から条例が周知されることにつながるのではないか。（委員）

■ここまでは課題や問題点を整理した。住民参加をどのように位置付けていくのか正の分配と、負の分配についてケーススタディをすることで、条例が正しく有効に機能するか検討し、報告書にまとめたい。（委員長）

■条例の策定にあたって、前文を議論しているのだから、読み込んでいただきたい。大磯町の条例の目玉は、「他の人が自分と違う考えを持っているということ認識する公共の心を育み、自ら人の考えを尊重し、尊重されるようにする必要がある」ということ。小さな町でもいろいろな考えをもっている。通らないからといって、その文句を言うだけでなく、議論しなければ住民自治はうまくいかない、議論をつくして、わかったと納得するところまでやっていく必要がある。短い時間の議論により決定すると、参加した人が不満を持って解散する。時間制約もわかるが、駐輪場のケースも徹底的に議論して結論が分かれば納得すると思う。そういうことが大事だと前文に書かれている。（委員）

■条例の策定過程は複雑で、住民の労力を要したことは理解している。時代とともに、徹底的な住民参加をどこまでやるか、やりすぎて行政の非効率を招くこともある。住民と行政がお互いに理解しながら進めていきたい。条例改正に住民参加をどのように組み込むのか、次回にたたきを提示したい。この条例を活用したいが、うまく機能していないのであれば機能する条例に変えていくことが必要である。（委員長）

◎まとめ（次回以降の議題について）

①住民参加のケーススタディ

【事例1】駐輪場の建設

【事例2】公共施設の再編

②自治基本条例の見直しにおける町民意見募集方法

(2)自治基本条例の検証（課題や問題点）について

(1)の議題と合わせて議論済み

3. その他

・次回の資料を準備して、日程調整表を送付する。（事務局）

・次回、議論の進め方、方向性についてたたき台をもって検討していきたい。（委員長）

以上